

1.各筆明細

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定申出書

		住所 (自治会等)			氏名・名称 (同意印)		連絡先			
利用権設定を受ける者(借受人)		〒 ()			⑩		年齢()歳 TEL			
利用権設定をする者(貸付人)		〒 ()			⑩		年齢()歳 TEL			
利用権設定期間		(始期) 年 月 日 ~			年 月 日(終期)			年間	貸付に係る別紙 □あり() □なし	
利用権設定する土地						利用権設定内容				町確認欄
大字	小字	地番	現況地目	面積	登記名義人 (貸付人と同一の場合、記載不要)	内容	利用権種類	1ヶ年の借賃の額 (賃借権の場合)	借賃の支払方法	権利関係
						水田	賃借権 (有償)	□1反あたり	毎年	<input type="checkbox"/>
						畑			月 日	<input type="checkbox"/>
						果樹園	使用 貸借権 (無償)	□一括	までに	文書送付 住所確認
						農業用 施設			□口座振替	<input type="checkbox"/>
									□直接支払	契約期間 記載
								□なし	□物 納	<input type="checkbox"/>

※法律の規定に基づき、共有物(共有農地)の貸付は持分の過半の同意が必要です。別紙 4.もしくは 5.を記入して併せて提出して下さい。

2. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法(昭和27年法律第229号)第24条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対してその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ町に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日までに、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害、その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従いその支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増加額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の

申し出に基づき町が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用増進計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び町が協議して定める。

3. 利用権の設定を受ける者(借り手)の農業経営の状況等

年 月 日

(1) 利用権等の設定を受ける者の世帯及び農業従事者の状況

借受人及び世帯員等(主たる作業員)	氏名	年齢	性別	続柄	職業	農作業年数	通作距離	農作業従事日数(年間)
						年	km	日
農業形態	主たる経営類型				後継者の有無			
1. 専業農家 2. 兼業農家	1. 水稻 2. 花卉 3. 野菜 4. 畜産 5. 果樹 6. その他	1. いる 2. いない	<input checked="" type="checkbox"/> いる場合 後継者の年齢は()歳代。 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> その他()					

(5) 農機具の保有状況

種類	台数	使用年数	共有戸数(共有の場合)	備考
トラクター				
コンバイン				
乾燥機				
田植機				
耕うん機				
バインダー				
ハーベスタ				
軽トラック				

(6) 主たる出荷先(複数記入可)

(2) 経営耕地面積と作物

	自作地	小作地	主な栽培作物	今後の経営意向
田				
畑				
樹園地				

(7) 今後の経営意向(希望と時期の両方をチェック)

- | | |
|---|----------------------------------|
| ●希望 | ●時期 |
| <input type="checkbox"/> 経営規模を拡大したい(a) | <input type="checkbox"/> 1~3年程度先 |
| <input type="checkbox"/> 現状維持 | <input type="checkbox"/> 5年程度先 |
| <input type="checkbox"/> 経営規模を縮小したい | <input type="checkbox"/> 10年程度先 |
| <input type="checkbox"/> 農業をやめたい | <input type="checkbox"/> 未定 |
| <input type="checkbox"/> 経営を移譲したい() | |

(3) 家畜の飼育状況

種類	頭数	備考

(4) 農業用設備の保有状況

種類	個数	備考
ビニールハウス		

(8) その他特記事項

4. 貸付指定届(共有)

委任並びに貸付人代表者指定届

年 月 日

利用権を設定する者以外の権原者等

氏名	住所	権原の種類	権利持分	同意印

【必要書類】①土地の登記事項証明書等権原を確認できる書類(権利持分を確認するため、原本還付可) ②印鑑証明(自署の場合は不要)

5. 貸付指定届(相続)

委任並びに相続人代表者指定届

年 月 日

田布施町長 様

相続人 氏名.....㊟

氏名.....㊟

氏名.....㊟

氏名.....㊟

氏名.....㊟

氏名.....㊟

今回、下記の者を相続人の代表者として指定し、農業経営基盤強化促進法に基づく手続事務に係る権限を委任しましたので届け出ます。

相続人代表者 氏名.....㊟ 住所.....

被相続人 氏名.....㊟ 死亡時の住所..... 死亡年月日.....年 月 日

	氏名	被相続人との 続柄	住所	権利 持分
相続人				

【必要書類】①相続関係説明図(法定相続人を証明するため、戸籍等は原本還付可) ②印鑑証明(自署の場合は不要)